

朝鮮人管理と密航、外国人登録制度

ユンコオンチャ

尹健次

(神奈川大学外国語学部)

いま、私は、「在日の精神史」を書きたいと思っている。学術論文というよりは「物語」として書きたいと思っているが、論文でもなく、小説でもなく、物語としてでというのは、なかなか難しいものである。頭のなかでグルグル廻るだけで、結局は論文になってしまうのかと思ったりもする。

それはそれとして、在日朝鮮人がどう生きてきたのかを書こうとすると、「密航」について書かざるをえない。文献を見ると「不正渡航」とか「不法入国」とも呼ばれるが、この密航のことを抜いて「在日」を語ることはほぼ不可能であろう。しかし実際問題として密航について語ること、そしてとくに書くことはタブーでありつづけてきた。最近でこそ在日の高齢者が自伝などで自身の密航について部分的に触れるようになってはいるが、もとより断片的なものでしかない。密航については第一次資料としてはやはり日本の新聞記事ということになるが、公安調査庁や入管当局それに外国人登録の実務者などによって具体的に記述されたものがいちおう体系的体裁を整えた必須文献となるが、それらは一般の目に触れにくく、また在日朝鮮人の歴史やその生活に即した書き方ではなく、ひたすら密航を「悪」と捉える治安的発想に立つものである。在日朝鮮人が密航にまつわる自らの体験を書き記すことは苦痛そのものであるし、ヘタをするとあの排外主義そのもののヘイトスピーチの餌食にもなりかねない。しかし時間的にみても、不十分ではあっても密航の諸相についていまのうちに書き残しておかないと、すべて闇の中に消えてしまうことになるのではと恐れる。したがって中途半端で、自信があるわけではないが、研究ノートの意味合いをもって、以下に述べてみたい。

GHQ / 日本政府の外国人管理

1945年8月15日を日本の敗戦 / 朝鮮の解放の日とするなら、それに至る植民地時代においても日本と朝鮮を往き来する密航はかなり多かった。それについては別の稿で書いたので、ここでは、敗戦 / 解放後の密航について書いておきたい。

密航について書く前に、まず、敗戦後の日本における外国人管理について述べておきたい。外国人管理といっても、一部在日中国人が含まれてはいるが、大部分は敗戦時に約220 - 240万人にいたと推定される在日朝鮮人に対する管理のことである。しかも占領下においてその外国人管理は連合軍総司令部 / 最高司令官 (GHQ / SCAP) の指示のもと行われたものであり、その意味では、1952年4月28日のサンフランシスコ講話条約の発効、つまり日本の独立が回復するまでは、在日朝鮮人に対する管理は、GHQ と日本政府の合作であったと考えるのがよい。

アメリカ軍の上陸約二カ月後の1945年11月1日に連合軍最高司令官に出された「初期の基本的指令」では、在日朝鮮人は台湾人とともに、「軍事上の安全が許す限り「解放人民」として処遇すべきである。かれらは、この文書中に使用されている「日本人」という用語には含まれない。しかし「日本国民」であったから、必要な場合には「敵国人」として処遇されてよい¹⁾と、在日朝鮮人は一方で「解放人民」とされながら、また一方では従来の大日本帝国の枠組みのなかで「日本国民」であるとみなされた。ここにみる「解放人民」「日本人」「日本国民」「敵国人」という四つの異なる概念の交錯は、在日朝鮮人にたいする法的処遇のあいまいさを示すものであり、のちに「第三人」という差別的な呼称を生みだしていく要因ともなった。

しかし普通に考えるなら、この指令で中核的位置を占めるのは何よりも「解放人民」という言葉であり、その「解放人民」規定の核心は、8・15以前の日本帝国の不当な植民地支配、異民族支配を明確に否定することであった。「初期の基本的指令」直後の1945年11月28日、GHQが日本政府にあてた覚書で、「国籍、信条又は社会的地位を理由」とした雇用差別を禁じ、とくに引き揚げを待っている朝鮮人・台湾人および中国人に「日本人に与えられると同一の権利、特権及び機会を保障」することを要求したことは、その端的な現われである。

けれども、日本政府は、朝鮮支配は韓国併合条約にもとづく「合法的」なものであったとし、植民地支配や民族的抑圧の事実を認めることは「国体護持」にマイナス要因となり、また莫大な補償責任が生じることになると懸念した。そのため、日本政府は、こうした事実認定を回避するだけでなく、朝鮮の自由・独立を謳ったカイロ宣言につながるこの「解放人民」規定の精神を無視し、占領初期から在日朝鮮人を治安対策上の重要問題としてとらえ、GHQの在日朝鮮人政策をも歪めていこうとした。そのためもあって、GHQそして日本政府は、サンフランシスコ講和条約発効までの期間、在日朝鮮人および一部台湾人は日本国籍を有するという見解をいちおう貫きはするが、実際には、在日朝鮮人を時には「外国人」、また時には「日本国民」という矛盾した処遇で扱い、「解放人民」の規定は事実上空洞化されてしまう。実際、GHQ／日本政府は、在日朝鮮人は「日本国民」であるとする理屈でその民族教育を抑圧し、また敗戦直前に認めた参政権や戦後補償・年金その他の社会保障では「外国人」として排除する方策をとっていく。

もとより、植民地時代、朝鮮人は「帝国臣民」であったとはいえ、日本への渡航が自由であったわけではない。逆に、日本政府は、朝鮮人の往来をきびしく統制した。「渡航証明書」や「一時帰鮮証明書」の発行・抑制がそのよい例である。しかし一方において、日本は、強制連行や強制徴用などで、当事者の了解なしに多数の朝鮮人の移入をはかった。これはもちろん、日本政府の「合法的」措置である。いづれにしても、植民地時代の朝鮮人は、日本帝国の膨張とともに、朝鮮と（樺太を含めた）日本、さらには中国東北地区やロシア沿海州・中央アジアなどにまたがるひとつの「生活圏」に暮らした。ひとつの家族がバラバラになり、親族・知人・友人が四散して生きざるをえなかった。朝鮮と日本に限っていえば、例えばいちおう確かな統計といえるものによれば、1943年の朝鮮から日本への渡航者が401,059人であったの対し、同じ年の日本から朝鮮への帰還者は272,770人であった。敗戦／解放の前年である1944年でも、渡航者403,737人であったのに対し、帰還者は249,888人であった²⁾。

これ以外に、植民地時代にも、正規の渡航証明書や一時帰鮮証明書を取れないままに、密航で朝鮮と

日本を往き来した朝鮮人の数はかなり多かったと推察される。まさにひとつの生活圈そのものであったが、それが突然の敗戦／解放で断絶され、しかも「合法的」な往き来が禁止されるとき、そこに「不正渡航」とか「密航」と言われるものが発生するのは当然のことである。森田芳夫の『在日朝鮮人処遇の推移と現状』³⁾によれば、GHQは1946年3月16日の指令によって、「本国に引き揚げた非日本人」は日本への入国には許可を必要とし、正規の商業航路が開始されるまで帰還者たちが日本に戻ることは禁止したという。しかも1946年春から夏にかけて、朝鮮人の不法入国者が圧倒的に多くなっていったという。

なぜ密航者が激増していったのか。その理由は日本の官憲当局も十分に知っており、それに関する資料も多い。そうした資料のなかでもっとも簡潔に記しているのは『佐世保引揚援護局史（下巻）』（1951年）ではないかと思われる。「不正入国者の大半は、戦前に日本に居住し、当時は生活の安定を得ていた者であり、終戦後、独立国になった故国に帰ってみたいものの経済状態も治安も予想外に悪いので、再び日本に安住の地を求めんとしているのであった。また終戦の直前、直後、混乱状態にある日本を脱して朝鮮に渡った婦女子が、親、兄弟、夫の許に戻ろうとして密航する者も少なくない。・・・また向学心に燃えた青年が日本の学校に入るため不法入国をあえてする場合もある。徴兵を嫌って朝鮮から逃げだす者もいる。親日派の官吏が、反民族行為者として指弾されるので堪えられず、渡日を決意する場合もある。また朝鮮にいる家族の安否を気づかい、又は家事のため帰国する、いわゆる逆密航者もいるが、日本への帰路、逮捕されることが多い」（「国家地方警察長崎県本部の報告」と。民衆の移動に強い関心を寄せる玄武岩によれば、この佐世保引揚援護局からは中国や台湾、沖縄への送還もおこなわれていたが、朝鮮人に限ってみれば、正規送還よりも強制送還が主な業務で、送還者の数も、一般帰還者よりむしろ強制送還者のほうが上回っていたという⁴⁾。

大沼保昭の出入国管理法制の研究によれば、1946年6月12日、GHQは日本政府に対し「不法入国の抑制に関する総司令部覚書」を発し、それに対し日本政府は佐世保引揚援護局内に収容所を設けて不法入国の本格的取締りに入る。ただこの時点では、その対象は日本に不法入国する船舶および船員、乗客に限られ、すでに在日する外国人（朝鮮人など）に及ぶものではなかったとされる⁵⁾。しかしGHQがこうして日本政府に入管権限の行使を認めたことを手始めに、やがて日本政府は入管行政の権限を漸次拡大させていくことになる。実際にも、GHQと日本政府によって、朝鮮人の日本入国は全面的に禁止され、不法入国者はいつのまにか強制送還の対象とされていく。

ここで、在日朝鮮人管理の形態について整理しておく。敗戦／解放当初は、必ずしもきちんとした管理がなされていたわけではない。在日朝鮮人は「朝鮮戸籍」に編製されていたとはいえ、とくに日本に居住する朝鮮人は土木労働者が多かったことなどから移動性が高く、警察によるその居住実態の把握も徹底していなかった。内鮮一体といいながら、朝鮮の戸籍を日本に移すという戸籍移動は認められていなかった。日本人には寄留制度があって居住地の変更などを市町村に届け出ることになっていたが、朝鮮人に対しては実質的には実行されていなかった。ただし、樋口雄一によると⁶⁾、子どもの学校入学や就職する際に就職先から要求される場合には朝鮮人も寄留届を役場・警察に届け出たという。やがて徴兵制の準備が本格化していくなかで、1942年10月15日から寄留を一斉におこなうことになるが、当時、140万人以上の朝鮮人が日本国内に居住していたにもかかわらず、約5割の人が寄留しているに

すぎなかったという。この作業には協和会が関与していたようであるが、こうした寄留制度の在日朝鮮人への徹底は必ずしも徴兵実施のためだけでなく、治安対策はもちろん、町内会を構成する際の資料、それに食糧等の配給の台帳として使われたという。

朝鮮人管理の制度としては日本国憲法施行の前日、つまり 1947 年 5 月 2 日に出された最後の勅令で、「外国人登録令」が公布・施行されたことが知られているが、その露払いをしたのが 1946 年 11 月 30 日に制定、翌日施行された「大阪府朝鮮人登録条例」である。

1946 年 9 月、日本政府は GHQ の承認のもと、朝鮮人は所轄警察に自ら届け出て、「居住証明書」の交付を受けるべしとする通知を出している。大阪府では 9 月 18 日に、大阪府警察部長が管下の警察部長に「居住証明書発給」に関わる通知をしている。朝鮮人は所轄警察署に自ら届け出て、「居住証明書」の交付を受けるべしとするものであるが、この制度を推進したのは、当時の大阪府警察部長の鈴木栄二であった。鈴木警察部長は朝鮮人の密航者取締りとコレラの防疫問題を米軍の大阪軍政部に再々持ち込み報告をして、大阪軍政部法務課長カーナン少佐から「密入国朝鮮人の本国送還指令」を引き出して条例制定へと突っ走ったという。しかし在日本朝鮮人連盟（朝連）をはじめとする各種朝鮮人団体は、「居住証明書」はかつて朝鮮人を規制した「協和会手帳」の再来であると強く反対し、実施は延期に追い込まれてしまう。その間、朝鮮米軍政庁連絡官の金演徹の取りなし・提案もあって、「朝鮮人登録」の発給という形で具体化されていく。それが「大阪府令第百九号」として公示され、強引に実施された「大阪府朝鮮人登録条例」である。これは密航者の取締りに目的があるともされたが、実際には、朝鮮人の現況を把握し、食糧配給の不正を暴くなどをはじめ、朝鮮人の全体的管理に目的があったと思われる。結果としては、朝鮮人の反対を受けて、申請期間内の申請者は全体の 10%にも満たなかった⁷⁾。

「朝鮮人登録証」には、左右の人差し指の指紋捺捺欄が設けられ、本人の顔写真を貼付し、氏名、職業、本籍および住所を記載し、所轄警察署を登録所とする旨の告示がついている。「所帯主票」と 16 歳以上の男性を対象にした「個人票」の二種類があり、常時携帯を義務づけられた。ただ指紋捺捺は、朝鮮人側の抵抗で結局は見送られたという⁸⁾。

府令第 4 条には、「朝鮮人登録証の交付を受けようとする者は、家庭食糧配給通帳（米穀通帳）を係官に提示して届出なければならない」とあり、この米穀通帳を出せない者は処罰の対象になるといった書き方である。密入国者の摘発と朝鮮人管理の徹底を主眼にしつつ、同時に食糧配給の取締りにも大きな目的があったと思われる。しかし実際問題として、敗戦／解放を前後する期間、在日朝鮮人がいったいどれくらい寄留届を出し、米穀通帳の発給を受けていたのかは疑問である。もとより敗戦前の日本で朝鮮人は警察による「朝鮮人名簿」でかなり把握されてはいたろうが、ここでいう寄留制度はそれ自体として「完備」したものではなかった。炭鉱など労働現場の閉鎖や帰還、その他で在日朝鮮人の移動が極端に激しかった時期、しかも日本の行政機関、警察なども大混乱に陥っていた時期のことである。だいいち、さき書いたように、在日朝鮮人が寄留届を一斉に強制された 1942 年 10 月 15 日以前の 1941 年 6 月 6 日の『大阪朝日新聞』（朝刊）には、「消失させる“幽霊人口”一切符の不正申告」と題して、米、炭、砂糖、マッチなどの配給のための切符制に大きな不正があると報道されている。戦時体制一色のなかで切符の不正申告は東京で 40 万人、大阪府で約 3 万人、全国では膨大な数だという。いわゆる「全国的な幽霊人口問題」の露見であるが、これは在日朝鮮人云々ということとは関わりない記事

である。

在日朝鮮人団体の史料によれば、朝鮮人の居住証明はじつは兵庫県など、その他の府県でも検討されていたという⁹⁾。いずれにしても、この「大阪府朝鮮人登録条例」は単に大阪府当局が警察と連携して独断でおこなったというのではなく、翌年発令される「外国人登録令」に向けた日本政府の実験的取り組みであり、それはその後の朝鮮人管理制度確立のための周到な布石であったといえよう。

1947年5月2日に公布・施行された「外国人登録令」は、建前は「日本国民」だと言っていた旧植民地出身者を「外国人」として扱うもので、実質的には旧植民地出身者の追放と植民地支配の責任回避を本質とするものである。この場合、当の在日朝鮮人が「日本国籍」を持つことを望んだかどうかは問題ではなく、日本国家そのものが歴史的経緯を無視して一方的に強行したことが問題となる。日本政府自身、在日朝鮮人を狙い撃ちするのではないとするポーズをとり、外国人一般の登録であるとする手法をとった。いわゆる在日朝鮮人を「みなし外国人」として登録させ、管理を強化しようとするもので、ここで在日朝鮮人の「国籍欄」には、出身地域としての「朝鮮」が一律に強制された。ここで「朝鮮人」とは、「朝鮮戸籍令の適用を受けるべきもの」とされ、植民地期の「朝鮮戸籍」のみが基準であるとされた。登録に際しては、原則として、14歳以上の者は写真の貼付を求められる。幽霊人口の発見、密入国者の摘発が最大の目的であったろうが、実施当初は朝連などの反対にあって登録は進まなかった。しかし外登令の規定を柔軟に適用するとのGHQ・日本政府の懐柔もあって、最終的には52万9,907人が登録に応じることになる¹⁰⁾。

しかし官憲資料では、このとき、一部市町村においては、朝鮮人団体の圧力に屈し、不正虚偽登録をかなり受理した模様で、全国登録の約1割は、いわゆる幽霊登録ではなかったかと、記録している¹¹⁾。相当数の二重登録、不正登録、虚無人登録があったというのであるが、そのために1948年7月9日、法務庁法務行政長官・農林省食糧管理局長官の名で各都道府県知事宛に民事甲2125号「外国人登録と食糧配給との連結に関する措置について」が発せられ、登録証明書と主要食糧購入通帳との照合が指示される（京都府立総合資料館「外国人登録例規通牒綴り 其の一」）。そして翌年3月以降、その結果にもとづいて食糧配給の停止が徹底されていくが、不正が発覚した者が約4万名に及んだという¹²⁾。

ついでにいうと、解放直後の混乱、そして日本と朝鮮半島が断絶された状態において、朝鮮人が戸籍謄本その他を整備することは難しく、朝連などは、自ら戸籍部を新設して、戸籍簿の作成に取り組むことになる。『国際新聞』（日本語）の1947年1月22日付けでは、朝連が戸籍事務を管掌するために数千名の戸籍係事務員を養成する一方、出生や婚姻など、各種の書類様式の規定を設けたことが報道されている。

やがてGHQ・日本政府は1949年9月に朝連を解散させたあと、在日朝鮮人の管理を強めていく。その具体化は1949年12月に実施された外国人登録令の改定である。改定登録令の特徴は、罰則が強化されたこと、退去強制の制度を強めたこと、登録証の有効期限を3年とし、切替制度を導入したこと、外登証の常時携帯を義務化し、それまで市町村単位であった登録番号を全国一連番号としたこと、などである。切替に応じなければ強制退去まで視野に入れるもので、幽霊登録や登録証の偽造・変造などを防止しつつ、在日外国人（朝鮮人）の確実な把握を目的とした。これは1949年11月以降の出入国管理の強化と一体をなすもので、それだけ在日朝鮮人の管理を強化しようとするものであった。これに対し、

在日朝鮮人団体は、朝鮮人代表か戸主が一括申請できるようにすること、登録手続から警官を排除すること、申請期限を過ぎても受け付けること、韓国で制度化された在外国民登録と外国人登録を連結させないこと、などを要求して交渉にあたる¹³⁾。

ともあれ、GHQ・日本政府は不法入国者の摘発、未登録者の発見・強制送還に積極的に取り組むが、1948年5月に海上保安庁が設置されたのち、1949年11月以降は、GHQの指令により、日本政府が占領軍関係者以外の個人の出入国を管理し、不法入国防止についても責任を負うことになる。ここで確認しておく、不法入国者とか密航者というのは、法的には、1947年5月2日以後、外国人登録令第3条に違反したものをいい、サンフランシスコ講話条約発効後は、出入国管理令第3条に違反するもの、すなわち「有効な旅券または乗員手帳を所持することなく、本邦に入ったものをいう」¹⁴⁾。

しかも、日本政府は、1952年4月28日のサンフランシスコ講和条約発効を機に、旧植民地出身者は「日本国籍」を喪失したと一方的に通達する。これによって、1951年1月から施行されていた「出入国管理令」を在日朝鮮人にも適用し、同時に、外登令に代わり講話条約発効とともに制定した外国人登録法で、「同一性確認のための手段」として指紋押捺制度を新設するなど、在日朝鮮人をいっそう管理・監視の対象としていく。ただ指紋押捺制度は在日朝鮮人の強い抵抗にあって、実際には1955年から導入されていく。

いまいちど整理すると、この間、日本政府は、占領当局を横目で見ながら在日朝鮮人の管理・取締りを強化していったが、サンフランシスコ講話条約の発効を機に、日本政府は明文規定のないままに在日朝鮮人の日本国籍を剥奪し、外国人登録法を公布して、在日朝鮮人取締りの法制度を完備する。その際、日本政府は、法律第126号を公布して、在日朝鮮人を「別に法律で定めるところにより、そのものの在留資格および在留期間が決定されるまでの間、ひきつづき在留資格を有することなく、本邦に在留することができる」という立場に追いやる。この処遇は「126-2-6」該当者と呼ばれるが、以後、1965年の日韓条約締結では、在日朝鮮人の一部に「協定永住権」が与えられる。そして現在はその延長線上で、日本が降伏文書に調印した1945年9月2日以前から引き続き日本国内に居住している朝鮮人、あるいはその子孫は原則として「特別永住者」として扱われている。

密航の具体相

現在、ネット上では在日朝鮮人をやり玉にあげるのに、密航の問題がしばしば取り上げられて、非難罵倒の餌食にされている。敗戦／解放から朝鮮戦争を前後する時期の新聞を検索しても、たしかに密航に関わる記事が多く見られる。しかし一歩立ち止まって考えてみると、本来的に、ひとの移動・流れは、そのときどきの政治状況や国際関係だけで断ち切ることのできるものではない。日本が敗戦したとき、北海道がソ連軍によって分離占領される案があったともいうが、もしそうなって、しかも本土と北海道との間の行き来が許されなくなったとき、そこに「不正渡航」とか「密航」とかが生じるのは当然のことである。

テッサ・モーリス＝スズキは、占領期日本においては、間違いなく重要な民主化政策がおこなわれたが、しかし、在日朝鮮人政策、とくに出入国管理の政策は、20世紀半ばの民主主義の形態の盲点を示すもの

であると指摘している。占領軍が日本に持ち込んだ民主主義の概念は、国民国家と国民の権利という概念に根ざすものであって、そこには国籍をもたない者に対する人権の視点が欠けているという¹⁵⁾。このことは言いかえれば、日本帝国の植民地主義は、何よりも在日朝鮮人政策、とくにその出入国管理、外国人登録制度に端的に表れてきたというべきであろう。

もとより、密航の途上、玄海灘で船が沈没し、海のもくずと消えた人の数は想像以上に多いのかもしれない。しかも敗戦／解放の混乱期、密航者が逮捕されて収容されたとき、そこにまた地獄が待っていたことも容易に想像できる。新聞や資料、本などを丹念に読めばそうした記述に出くわす。たしかに、密航がどんなに悲惨なことであったかは、それなりに想像することはできるが、しかし私は、ここではまたもうひとつのこと、つまり密航して日本到着後、その生活が具体的にどんなものであったのかについて見てみたい。密航そのものも重要であるが、密航してのち、どのように日本での生活を定着させていったかが重要な問題になる。別の言葉でいえば、「内なる外部」である密航者たちが、日本でどう「在留資格」を確保していったのかという問題である。しかも実際には時間の経過のなかで、今では密航の当事者から直接話を聞くこと自体、かなり困難になりつつある。

以下、聞き書きなどを含めていくつかの具体例をあげることになるが、その際、学術論文で不可欠とされる確実な証拠資料を提示できるわけではない。密航について書くということ自体、そうした性質を伴うものであり、また事の性質上、ここでは当事者の立場を考えて、原則として仮名で書くことにする。といっても、私がここで紹介する当事者はすべて、いろんな経緯があったにしろ、現在は日本の法律内で「合法的」に暮らしている人たちである。

以下、数年前に試みた密航に関する聞き書きのレポートである。

申英浩、1944年生まれ。

1945年6月、家族全員で朝鮮に帰る、ただしアボジは日本に残る。1947年の登録のとき、アボジは家族全員の幽霊登録を京都でしておいた。しかし、1952年の登録のとき、本人不在で幽霊登録は無効になる。1956年、オモニらと密航（12歳の時）。蔚珍→釜山→佐世保。密航してきてみると、アボジには日本人妻がおり、その子どもが4人いた。オモニはアボジと離婚することになるが、家庭裁判所で調停を受けた。日本人の調停委員から審問されたが、そのとき、こうした不幸の原因は日本・日本人にあると述べたところ、調停委員は黙っていた。オモニは離婚後、縁あって、朝鮮人と再婚した。

小学校5年から高校卒業まで登録証なしの不安な毎日を過ごした。中学は韓国中学校に通ったが、学校では、3-4歳くらい歳の違う生徒が少なからず同学年にいた。歳をごまかすのが大変な時代であった。登録がないので公立高校への進学は無理だった。しかし、私立の立命館高校は受け入れてくれた。校長は、「それは君の責任ではない。日本人の責任だ」と明確に述べた。高校2年生になって、校長、担任その他が、学校ぐるみで、登録申請の運動をしてくれた。校長などは入管に出頭を命じられて、かなり苦労したようであるが、幸いにも2年生のときに登録をもらうことができた。1年切り換え。その当時、朝鮮の若者はよくケンカをしていたが、何かあると困るので、自分はケンカをしなかったし、自転車の二人乗りなどもしなかった。警察官が怖かった。現在は一般永住権。印刷業を営む。奥さんは1948年生まれ（在日二世）。こうした自分の半生について、これまで家族を含めて、誰にも話したことはなかった。辛い話である（聞き書き、2011.11.10.）。

宗貴永、1935年生まれ。

1943年に家族で朝鮮に帰る。1952年12月に叔父とともに密航。馬山→釜山→佐世保。それまで3回も密航に失敗。佐世保に上陸したのは1953年1月1日で、正月なので官憲はいなかった。アボジはそのとき京都にいた。アボジが京都の密航ブローカーに日本につれてくるように依頼し、そのブローカーはネットワークを通じて、韓国の協力者に密航船に乗せることを依頼。うまく日本の指定場所に着いたことを確認して、日本の密航ブローカーに成功報酬を支払った。なかにはお金だけを巻き上げて、何もしないブローカーもいたという。密航してきたとき、アボジには別の妻がいた。朝鮮女性であったが、前のダンナが日本人で、戦死したために、アボジと再婚したという。その女は、アボジに騙されたという。本国に妻も子どももないと。1957年にオモニと妹が舞鶴に密航してきた。舞鶴まで出迎えに行った。

韓国中学校に通い、その後、京都市立堀川高校に入った。学校入学は、2、3年遅れた。韓国中学は宗の名前で通ったが、卒業証書は日本名の田中姓で書いてもらった。アボジの日本の友人が滋賀県・堅田におり、その人の姓を使わせてもらったのである。堀川高校に入れたのも、そのおかげである。その間、ブローカーに頼んで、偽の登録証を作ってもらいもしたが、名前、本籍、指紋捺捺は自分のものであった。登録を買うのと、登録を作るのは、別の意味である。当時、登録をつくる業者がいた。この場合、日本の官庁には原票がない。しかし密告者がいたのか、近所の噂を聞いて、入管の係官が家に調べにきた。机のなかから、韓国で通っていた馬山中学の授業料納付の領収書が見つかり、収監された。大阪拘置所に1週間入れられ、入管の取り調べを受けたが、堀川高校に在籍していたので釈放され、そのまま通学することができた。オモニと妹は大村収容所に送られ、韓国に強制送還された。たいへん辛かった。

高校3年のとき、『関西新聞』のトップ記事で、自分のことが紹介された。「向学心に燃える韓国学生、しかし、登録はない」と。その新聞をもって東京の法務省を訪ねて陳情し、在留を許可されることになった。1年切り換え。関西大学に入って電子工学科を卒業。教授の斡旋で、変圧器や開閉装置などを作る東京電力の子会社に、本名のまま、入社した。最初の面接のとき、会社の幹部は、この会社で技術を身につけたら、韓国に帰るんだろう、と警戒された。会社ではそれなりに楽しく仕事をしたが、会社が身元保証をするから日本に帰化しろと言われた。韓国籍だと営業などの対外関係がまずく、また臨時雇いのままで、正社員になれない、ということだった。アボジに相談すると、帰化に反対だ、会社を辞めろと言われ、結局辞めることにした。大学4年のときに在日の女性と結婚したが、その後は、技術を生かしながら西陣で仕事をした。現在は一般永住権。奥さんは在日二世で、家族は特別永住者(2011.11.10.)。

白東文、1944年8月、日本生まれ。

解放後、1946年ごろ、オモニとともに朝鮮・尚州に密航で帰る。1951年7月、オモニ・妹とともに、下関に密航するも、すぐに捕まって大村収容所に入る。登録はなかった。その間、アボジはずっと日本におり、京都・西陣で織屋を経営していた。アボジが日本人の仲介ブローカーに賄賂をわたし、その日本人が法務大臣あての嘆願書をもって、東京に3回行った。それで10月頃釈放されて、大阪の入管に出頭したあと、まもなく京都のアボジのもとに帰ることができた。当時、入管とも話の通じる、そうした仲介ブローカーがたくさんいた。その年12月に正式に上陸許可が下りた。しかし小学校・中学校のあいだ、1年に1回大阪入管に出頭を求められ、ずいぶんといじめられた。

釈放されて後、登録を交付されたが、最初は1年切り換え、大学生(京大法学部)になってから、3

年切り換えとなった。いまは申請すれば、たぶん一般永住が許可されるであろうが、一般永住を申請するくらいなら、帰化したほうがいいと思っている。

夫人は在日二世。子どもを含めて、特別永住者（2011.11.12.）。

金明国、1946年慶尚北道生まれ。

組織で働いたあと、インベーダーゲームの販売などに従事。その後大阪でテナント賃貸業。アボジ、オモニは日本で結婚。出産のために1945年秋、アボジ、オモニはオモニの実家に帰る。そのあとアボジはまた日本に戻る。つまり、アボジは解放後、密航で往復した。朝鮮戦争停戦（1953.7.27.）後1953年8月15日にオモニと二人で小さな漁船の船底に潜んで日本に密航。この前に2回密航を企てたが、悪天候や韓国側警察による臨検で失敗。つまり3回目成功。その間に、日本政府は、国内で外国人登録制度を実施していた。

大阪・堺市の朝鮮人部落で暮らす。日本人が入ってこない居住空間。アボジはオモニの外国人登録証をつくるために、オモニに似た同胞女性をあちこち探しつづけた。ようやく、たまたま密航で韓国に帰る女性を見つけ、その人の登録をもらう。その女性の年齢は、オモニより5歳上であった（アボジよりひとつ下）。登録切り換えのために役所に行くたびに、係官から「若いですね」と、言われつづけたという。最初の登録のとき、当然顔写真が必要であったはずであるが、前のひとの写真の写りがよくなかったのか、あるいはお金で係官を買収したのか、よく分からない。

オモニの登録はそうして解決したが、子どもの私が外国人登録をしていないのが大問題であった。そこでアボジは、ある産婆さんの協力を得て、日本で出産したという「事実」を証明する書類を書いてもらい、それで出生登録をした。混乱期に、こうした事例は少なからずあったようである。この場合、なにがしかの金銭が動いたのは容易に想像できる。私は解放後南朝鮮で生まれたので、日本への密航前に、すでに南の戸籍に記載されていた。しかしオモニが本名でない別人の名で日本で外国人登録をしたので、韓国の戸籍での記載と食い違いが生じた。そのため、あとになって、韓国側と若干の食い違いが露見するが、それはそれで何とか、故郷の役場にいたアボジの知人などに依頼して、つまりなにがしかのお金を使って収めたという。

一般的に言えば、密航者の数はずいぶん多いが、在日の同胞の手助けをえて、多くの人は切り抜けていった。日本国籍の所持者あるいは同胞（永住権者）と婚姻すれば、不法滞在の問題は解決した、と考えてよいのかも。いったん調査を受け、罰金刑を受けるといえども（2011.8.4.）。

李在均、1927年全羅南道生まれ。

1948年6月に日本に密入国。外国人登録が終わっていたが、愛知県の市役所でうまく登録する。その間旅行をしていて遅れたと。総連で活動するが、活動家の中には密航者もいた。元副議長だった尹鳳求は朝連の本国特派員が釜山に到着した1945年11月9日、『釜山人民報』の編集局長として一行に面会し、解放朝鮮政界の推移に関する説明と釜山の治安状態について話している¹⁶⁾。1945年末までに日本に入国しているので、厳密にいうと「密航」と言えるかどうかになってくるが、朝連兵庫県本部で活動する。1946年1月には在日本朝鮮民主青年同盟（民青）結成準備に参加し、翌1947年3月発足した中央本部の委員長に就任する。またのちに朝鮮大学校の学長となる南時雨も、1940年に日本にきたあと解放と同時に南に帰るが、1947年ごろに、また日本に密航してきたという。ロシア文学を学んだが、

朝連第5回全体大会（1948.10.14-16）に大会書記局の一員として参加している（2011.12.1.）。

呂元求、1948年済州島生まれ。

1951年オモニとともに日本に密航。オモニは他人の登録を買う。「朴」姓。その時点で兵庫県で産婆の証明書もらい、出生届け、外国人登録をする。したがって、登録上より3歳上。アボジは4・3事件（1948年）のときに日本に密航、他人の「金」姓の登録証を買ったが、実生活では「呂」を名乗っていた。1960年代に警察に摘発されるが、ひと晩留置されただけで釈放される。その後は登録上も「呂」となる。オモニもアボジとの絡みで摘発されるが、すぐに釈放される。在留許可は最初3カ月または1年で、年が経つにつれ長くなっていく。現在、呂元求は、「特別永住者」。密入国者の場合、いまもって、一般永住権が多いのでは。当時の日本では、国内に生活基盤があり、また家族がある場合には、密入国を理由にきびしく処罰されなくなっていた。事実、自首する者が多かったという。実際のところ、検察が告発して裁判しても、戦災などで書類が残ってない場合が少なくなかった（2011.11.16.）。

以上は私が聞き書きを含めて、直接聞いた話であるが、密航にまつわることを書いた本は少なからずある。有名人でいうと、何よりも韓昌祐と孫正義の二人をあげることができる。

事業家の韓昌祐は、日本パチンコ業界のトップ「マルハン」を率い、2002年の米国フォーブス誌が選定した世界億万長者ランキングでは日本国内の22位（個人資産1320億円）にランキングされている。貧しさや政治的テロが荒れ狂う故郷をあとに、慶尚南道・三千浦から密航船に乗った。1947年16歳のとき、10月下旬のことであるが、下関に着いてみると知人が訪ねてきて、「十月三十一日までに役所に行って外国人登録しろ。登録しなかったら、密航者扱いで警察に捕まるぞ！」と教えてくれたという。もちろんすぐに登録を済ませるが、「死を覚悟した密航」であったが、いまでは「朝鮮半島からのポートピアだった」と軽やかに話しているという。法政大学に通って苦学し、やがてパチンコに出会う。神戸の日本人女性と知り合って結婚にこぎつけるが、披露宴に出席したのは相手方の親兄弟姉のみで親戚は招待せず、新郎は一人で式に立ったという。人生そのものがひとつのドラマである¹⁷⁾。

いまや日本を代表する企業となったソフトバンクの総帥である孫正義の場合、一族は植民地時代に日本で暮らしていたが、生活に見切りをつけていったん朝鮮に戻る。しかしやはり食い詰めて、アボジは一族をつれて1947年に南朝鮮から密航船で日本に渡る。筑豊炭田の“地の底”から一家の生活はスタートする。孫正義が生まれたのは1957年、佐賀県鳥栖市の朝鮮人部落で、豚の糞尿とエサの残飯、そして豚小屋の奥でこっそりと作られる密造酒の強烈な臭いのなかで育ったという。中学時代、孫少年は日本名「安本」を「あんぼん」と呼ばれて侮蔑されたという。孫はのちにアメリカに留学して事業家への道を歩み始めるが、アボジの密航がなければ、今日、世界長者番付で例年日本人ベストテンに入るまでの成功はなかったはずである¹⁸⁾。

こうして、外国人登録の壁を乗り越えるのに、密航者は言いしれぬ苦労をしたが、なかには日本の企業が手助けしてくれることもあった。大阪で暮らしていた金春海がいったん済州島にもどったあと1950年代に大阪に密航で再び来たとき、勤めていた武田製菓が工場勤務の証明書を出してくれて、無事登録を終えることができたという¹⁹⁾。

厳しい政治状況と密航

密航は単にひとが移動するというだけでなく、政治や経済、文化などと少なからぬ関わりをもつものである。在日の民族団体が朝鮮人の密航と多かれ少なかれ関係することは言うまでもない。民族団体の幹部に密航出身者がいることも周知の事実である。いま密航と音楽（歌謡）の繋がりを考えてみると、そこに大きな関わりがあることが分かる。宋安鍾が労作『在日音楽の100年』（青土社、2009年）で述べているように、敗戦／解放後、朝鮮半島と日本の公的な交流が途絶したあとも、北の革命歌から南の大衆歌謡や民衆歌謡に至るまで、南北朝鮮の歌は絶えることなくこの日本列島に流れ着き、日本人からも少なからず愛唱された。植民地時代の「アリラン」や「トラジ」、そして解放後に北で歌われた「イムジン河」は朝鮮人、日本人、そしてもちろん在日朝鮮人にも親しまれた歌である。宋安鍾はそうした音楽文化の流れのなかに音楽家・吉屋潤（キル・オギョン、よしや・じゅん、本名：崔致禎）の名前を見出す。1927年に平安北道で生まれた吉屋潤は、解放を迎えたソウルでプロのジャズ演奏家として歩みはじめ、「ジャズに狂って」日本に密航する。1950年1月、22歳のとき、ソウルから釜山、港町統営をへて、数か月をかけて最後はポンポン船で対馬に、そして連絡船で福岡に入ったというが、それはアメリカ諜報組織のキャノン機関（1947年12月設立）に所属していた実兄の支援を得てのことであった。キャノン機関に起用予定の「諜報要員候補」という名目の「特権的密航者」であったというが、その後、彼は、韓日にまたがる反共右翼人脈の恩恵をこうむりながら、プロ演奏家・作詞作曲家への道を歩んでいく。

少し話が変わるが、ある在日の長老に聞いた話であるが、1947、1948年当時、南朝鮮の米軍政庁の在日駐在（朝鮮人）が東京、大阪、山口にいて、東京でひと声をかけると、在日米軍関係とのことで、外国人登録証が下りたともいうが、真偽のほどは確認できない。たしかに先行研究によると、在日朝鮮人の帰還計画をはかどらせるために、佐世保、博多、仙崎の各港に朝鮮連絡チームが設けられ、朝鮮米軍政庁から、2人の担当将校と8人の朝鮮人職員が派遣されたという²⁰⁾。さきの「大阪府朝鮮人登録条例」の制定にあたって、朝鮮米軍政庁連絡官の金演徹が少なからぬ役割を果たしたのも事実であろう。啓蒙と中立を編集方針に大阪で発行された²¹⁾『朝鮮新報』（朝鮮語版）に、朝鮮米軍政庁外務官の金春濟と、同じく外務官の金泰範が朝鮮新報社主催の時局講演会に出る旨が報じられてもいることからしても（1947.2.16 および 2.20.）、朝鮮米軍政庁の朝鮮人職員が日本で一定の力を持ち得ていたことは確かであると考えてよい。

ただ、南の米軍政庁や国連軍そして在日米軍とのからみで、日本に密航し、在留許可をもらうという例はそう多くはなかったと思われるが、それでもいろんな人と話をしていくと、そうした具体例に出くわすことがある。洪仁俊の場合、韓国で父親が国連軍の要員として雇用され、日本の米軍基地で働いていた。朝鮮戦争のさなか、1952年12月、日本に母親そして妹とともに密入国するが、密航前に、釜山でブローカーを通じて、日本人の戸籍を買ったという。日本到着後は日本名を名乗って暮らす。1958年に自首し、日本在留を許可され、本名を使い始める。たぶん父親が国連軍の一員として日本に在留し、その後もパスポートをもって合法的に日本で暮らしていたためだと思われる。在留資格は1年ごとの切替であったが、努力のかいあって大学の教員になってからは、在留資格は3年ごとの切替になったという。

妻は在日二世、そのため子どもは特別永住者となる。一般永住を申請すれば許可されるだろうが、これまであえてそれを申請しないままに生きてきたという。

念のためにいうと、さきにあげた森田芳夫によると、在日米軍関係の朝鮮人は数十名いたというが、数名を除いて登録をおこなわず、また在留資格を取得していないため、ひきつづいて日本に在留することについては、在日米軍との合意のもと、日本当局の審査を受けたという²²⁾。

ここで釜山でブローカーを通じて、日本人の戸籍を買ったという話についてであるが、いろんな文献を読んでいると、密航者が日本国内で日本の戸籍を買うという話も出てくる。例えば、「大学入試のため日本人の戸籍を買った。五千元だった」²³⁾、という具合に。しかし実際には、日本の戸籍よりも、はるかに外国人登録証の売買が多かったことは確かであろう。日本国内だけでなく、釜山などの出発地で、密航ブローカーが密航船だけでなく、多数の外国人登録証を用意し、希望者に高額で売りさばいたともいう²⁴⁾。

ネット上で在日朝鮮人を非難罵倒する記事のうち、密航と関連するもののうちのひとつに、小熊英二他編『在日一世の記憶』（集英社新書、2008年）を取り上げたものがある。そこには52人の体験談が掲載されているが、それを点検してみると、52人のうち11人が密航者だというのである。しかもこの本では、在日一世を「朝鮮半島に生を受けながらも日本の植民地政策に起因して渡日し、そのまま残留せざるを得なくなった人々」としているが、細かく調べてみると、20人がいわゆる「在日一世」ではないという。「在日一世」と謳いながらも、実際には日本生まれがかなりいる、ということのようであるが、実際に本をとってみると、表紙カバーの見返し部分には「朝鮮半島に生を受けながらも日本の植民地政策に起因して渡日し、そのまま残留せざるを得なくなった人々、およびその子孫——在日」と書いてある。「在日一世の記憶」を表題にするとき、日本生まれの記憶が含まれてくるのは必然であり、敗戦／解放を境に一世、二世と画然と区切ることも実際には無理があるのは当たり前である。そうしたことを承知の上か、知らずしてか、朝鮮人の「密航」を最初から「悪」と決めつける書き方は、いわゆる「日本人」のレベルがいかほどのものか、見せつけてくれることになる。せっかく『在日一世の記憶』という労作を読むなら、もう少しまともなことに関心を寄せてもらいたいものである。

敢えていうなら、私自身は、こうしたふうにしちんとした「計算」をするつもりはない。52人中、11人が密航者だというのは、在日朝鮮人の歴史と生活を見るとき、そう驚くべきことではないように思える。本当か、ウソか、知らないけども、当時の新聞には密入国者に関する記事がかなり多い。『朝日新聞』1946年9月3日（東京版）には貴族院予算総会での大村内相の答弁が「第三国人の取締強化」の題で載っている。「朝鮮内の事情がよくないので、一旦帰還した朝鮮人で非常に密入国の傾向が多い。月々一万人ぐらゐは密入国者があるのではないかと想像される」と。また、『朝日新聞』1959年6月16日（東京版）では、入管当局によれば、「外国人登録をした朝鮮人は昨年未で六十一万人」といい、「このほかに密入国をしたまま登録をしていない者がかなりいると見られており、入管ではその数を五万から六万人とふんでいる」、しかし「警察庁の推定では約二十万人ともいわれ」とし、実際どのくらいいるかの見方はマチマチだ、と記している。さらに『朝日新聞』1959年12月15日の「天声人語」では「韓国から日本に逃亡してくる者は月平均五、六百人もある。昭和二十一年から昨年未までに密入国でつかまった者が五万二千人、未逮捕一万五千人で、密入国の実数はその数倍とみられる」という。

ちなみに敗戦／解放後の密航者のうち約8割以上が、地理的に近い済州島人であり、とくに1952-62年の間は、96%以上を占めた（法務省入国管理局『出入国管理とその実態』1964年）、という²⁵⁾。もとより、日本の当局が密航の取締りに躍りになったことは想像するに難くない。しかし実際にはそう簡単ではなかったようである。『朝日新聞』1955年8月18日（東京版）には、「密出入国は自由自在―手品師日共の種明かし」という記事が載っている。日本共産党の徳田書記長が2年も前に北京で死亡していたり、治安当局が中国に密航したと信じていた野坂参三がひょっこり東京に現れたり、と。密出国容疑で野坂を拘留しても結局は証拠不十分で釈放を余儀なくされる始末だと。海岸線を受け持つ全国の警察を調査してみると、日本全土の海岸線1万カイリ（1万8千キロメートル）は「まるで開け放し」で、海上保安庁など取締り当局も8官庁で、バラバラで対立しているとか。“海上の地下組織”の解明が先決であるが、何よりも見逃せないのは“密航ブローカー”の暗躍だという。密入国したある朝鮮人の申し立てによると、「一人一回の相場は5万円、二十人くらいが乗合わせる。ブローカーがこの密航船をチャーターする。全員漁夫に化けて、操業しながら裏日本の港でない海岸に夜暗に乗じてたどり着く。密航者は船底に船具と一緒に押しこめられたこともあった」と。新聞を丹念に読むと、密航は何も朝鮮だけでなく、中国、ソ連に絡むものも少なくなかったが、いずれにしろ、当然のことながら、密航者も命がけであったことが分かる。

さきほども書いたように、日本帝国の植民地であった朝鮮と、宗主国日本がひとつの「生活圏」であった朝鮮人にとって、離ればなれになった肉親と合流するために日本に「密航」するのは批判されるべきことであるのか、いったん故国に帰ってみると住みづらくて、再び日本に渡ってくるのがそんなに悪質なことなのか、南北分断のもとで、北朝鮮の共産化、済州島四・三事件とそれにつづく麗水・順天事件、朝鮮戦争の勃発、など、想像を絶する政治・経済の混乱や戦乱を理由に、日本に難を逃れるのは国際的にみてどれほどの罪になるのか、よしんば、貧しさから脱出するために、日本に「金儲け」のために密航するのが、人間性すべてを否定されるほどの所業なのかどうか。

いま述べたことと直接関連するわけではないが、実際、日本への密航には、南北分断の政治的混乱・対立と関わるものが少なくなかったこともいくつか書いておきたい。

さきに『佐世保引揚援護局史（下巻）』を引用したさい、親日派の官吏が反民族行為者として危険を逃れるために密航することがあると書かれていたが、丹念に資料を読んでいくと、実際にそうした事例が出てくる。日本政府部内の「第三回連絡調整委員会第一部会議議事報告」（1949年2月）には、1948年5月31日に南朝鮮の制憲国会で大韓民国憲法とともに反民族行為処罰法が制定されたあと、摘発を恐れた民族反逆者・親日派が日本に密航をはかったことが記録されている。「（1949年）一月十六日京城都市警察副長李九範及駐日大使候補趙東一の両名が亡命の為山口県へ密航し、CICへ自首して出た。彼等は今東京に送られてゐるが尚百名以上が亡命の機を狙って釜山方面に待機してゐる由である」²⁶⁾と。

こうした事態に日本政府はもちろん、GHQも難しい対応を迫られてしまうが、朝鮮戦争の勃発前から戦争を予期した韓国軍の兵士が日本に密航してくることもあり、新聞を検索してみると、戦争のさなかに脱走して日本に密航してくる韓国軍兵士も少なくなかったようである。

しかもノンフィクション作家の金贊汀が書いた『在日義勇兵帰還せず―朝鮮戦争秘史』（岩波書店、

2007年)によると、朝鮮戦争に参戦した在日朝鮮人(韓国人)の場合は、日本への再入国をめぐるもっとも複雑な状況に置かれ、日本政府・韓国政府・国連軍・GHQ / SCAPなどがからんだ、新たな形で「密航」の問題が生じてしまう。戦争が勃発するや在日の韓国系青年・学生たちのあいだで総決起・参戦志願の意気が高まっていくが、初戦の国連軍の劣勢をみてGHQ / SCAPのG-2責任者のウィロビー少将から駐日韓国代表部に「軍要員」の派遣が求められ、民団は志願兵の募集・派遣に全面的に取り組む。こうして独立して間もない祖国を守りたい一心から在日義勇軍に参加した者は642名であったが、1952年3月現在、日本に帰還できた者265名、戦死者・戦時失踪者135名、韓国残留者242名となった。韓国に残留したものは当然居住地であった日本に帰ることを願ったが、もともと志願前に日本に密航していた者、それに日本で外国人登録をしていなかった者、その他複雑な理由で、ついに日本への再入国を拒絶される者が多数出てしまう。ちががあかず、ついには密航で日本に渡る者もいたという。

厳しい時代背景と国際政治に翻弄された義勇兵たちの運命は、それ自体、在日朝鮮人史においては大きな事件であるが、じつはこれが、もっと奇怪な密航の事件に発展していく。周知のように、1959年12月に在日朝鮮人の朝鮮民主主義人民共和国(共和国)への帰還が始まるが、反共主義の李承晩政権は、こともあろうにこの帰還事業を阻止するために多数の工作員を日本に派遣(密航)するが、その要員として義勇軍の韓国残留者を多数雇用了のである。工作員全66名のうち、元義勇軍は42名だったという。金賛汀の本にも書かれているが、それは今日にまで尾を引く問題として残っている。「聯合ニュース(日本語版)」2012年4月21日によると、「在日朝鮮人の北朝鮮帰還阻止 元工作員に補償金=韓国」という題で次のように伝えている。

「韓国警察庁は20日、在日朝鮮人の北朝鮮への帰還事業を阻止するため日本に派遣された元工作員の生存者7人に対し、1億ウォン(約718万円)～2億4000万ウォンの補償金を支給すると明らかにした。1959年に当時の李承晩政権が日本で進行中だった北朝鮮帰還事業を阻止するため、工作員66人を日本に密航させ、そのうち12人が航海中に台風に遭い死亡した。また、日本で活動した工作員は日本当局に逮捕、収監された。真相究明と補償を求める訴えが続いたことを受け、警察庁は2007年に真相究明と名誉回復および被害救済のための立法措置を取るよう勧告していた」と。

こうした特別な事例は別にして、たしかに当時、在日知識人のなかには南からの密航を暗に批判する者もいた。詩人の許南麒は「密航詩抄・君のカバンは大き過ぎた」という詩を書き、南での「反独裁」の闘いを放棄して、“自由の国”日本に逃げてくる知識人を告発する姿勢を示している。異国日本の“自由”を詰めこむために大きなカバンを十トン足らずの小さな船の船底にしよばせてきて、誇らしげに“闘い”について語っても、日本はそうした自由の国ではない、というのである²⁷⁾。親米・反日・反共の李承晩政権の苛酷さを思うとき、“闘う詩人”=「革命家」の立場からだとしても、はたしてそこまで、密航者の境遇を非難していいのか疑問にも思えるが、少なくとも在日朝鮮人のあいだに一部、そうした空気があったことは確かであろう。

しかし、いずれにしろ、いま述べたことは南朝鮮・韓国との関連での密航であるが、北朝鮮ないしは建国後の共和国との関連で、日本への密航がおびただしい数にのぼるのも、歴史の事実である。いわゆる日本への政治工作員の派遣、軍人や対南工作のための密航、それに必ずしも密航とはいえないが、近年の思わぬ形の脱北者の日本入国、など、日本の治安当局も把握しきれない密航が数多くあるのは想像

するに難くない。言いかえれば、日本列島と朝鮮半島のあいだには、近代以降、ごく最近まで、あるいは今現在も、敗戦／解放のときをはさんで、いつも密航船が無数に往き来してきたと考えてよい。

外国人登録の壁

私は何も、日本への「密航」はすべて悪くない、許されて当然のことだ、と言っているわけではない。日本が歴史的に犯した植民地支配、それに南北分断を誘発した連合国の朝鮮への進軍・分割占領統治、在日朝鮮人を当初は「日本国民」だといい、後には「外国人」だと言って、結局はすべて責任逃れしかなかった日本国家・「日本人」の不当性を少しは考えてみるべきではないかと言っているのである。日本は「敗戦」したといっても、植民地は失っても、国土が分断されることもなく、戦争犯罪人をほとんど処罰することもなく、「象徴天皇」をいただいでいわゆる「平和」を享受してきた。

実際のところ、戦後日本において、南北分断に対する責任意識を感じとる「日本人」はきわめて少数か、あるいはほとんどいない、と言っているのではないか。もちろん今もって南北分断の解消、統一国家の建設を成し遂げられない朝鮮人の不甲斐なさは言うにおよばないが、日本が少しでも南北分断の解消、統一朝鮮の実現に向かう意志をもっていれば、「密航」に対する対応の仕方も、もしかしたら違っていたのではないかと思う。しかも朝鮮人の密航・日本在留をめぐる、朝鮮人側の罪だけを断罪するのは穏当ではない。

『朝日新聞』1952年6月9日（東京版）には「密入国者から取賄か—入国管理局東京出張所次長」という記事がある。「(次長が)その地位を利用して当然送還されるべき朝鮮人十数人から十数万円を取賄し、日本に永住の許可を与えた疑いだという」。同じく『朝日新聞』1955年11月25日（東京版）には、「偽外人登録証作り、密入国者に売る—偽造団27人逮捕」と題して、元川口市役所戸籍課外人登録係の日本人らが検挙されている。新聞報道によるこうした例はもちろんそう多くはなからうが、実際にはもっと頻繁にあったのではないかと推測される。もとより、入管法の規定によって、法務大臣には密航者に「在留特別許可」を与える権限があったが、そこに取賄や汚職の余地やカラクリがありえたのは疑問の余地がない。

もちろん、私は、日本側にもそうした問題があったと言っているだけで、すべてそうだったとは言っていない。まあ、人が住むところ、それぞれに複雑で、片方だけが絶対的に悪いという言い方はよくないのでは、と言いたいだけである。人生がそんなに簡単なものでないことは、大人になれば、誰だって、少しは分かるはずである。人生は個別の一人ひとりのものである。死地に送り返されまいと命乞いをする者に対し、少しばかりの利得を得ようと職権を利用して振る舞う者と、どちらがより悪質なのか。片や、植民地朝鮮の延長線上で国家から見放され、片や日本帝国の同一線上で国家に寄りかかる存在であるとも言おうか。それだけ在日朝鮮人は国家（権力）のはかなさとおぞましさを知って生きていくしかなかった。当然、私は、朝鮮人の密航を十把一絡げに悪だと決めつける考えを受け入れることはできない。

公平を期す意味になるのかどうか知らないが、逆にいえば、韓国の駐日領事のなかには、戸籍の不備などを理由に旅券発給をしぶり、仲介者などをそれとなく紹介し、お金で解決できるとそそのかし、金儲けをすることも少なくなかったという。聞いたところでは、釜山・海雲台（ハウンデ）の警察署には「ワ

イロ担当」がおり、その職責につくには3千万ウォンが必要だったという。もちろん、あとでそれ以上に稼ぐのであるが・・・。

外国人登録にまつわる話をいくつか記しておきたい。さき書いたことと一部重複するが、容赦願いたい。外国人登録が制度化されはじめて、登録を買うということは珍しいことではなく、それを専門とするブローカーも少なくなかった。韓国の名前は男と女が共用できる場合が多かった。男が女になったことも、その逆も。女は登録を買ってうまくいく場合が多かった。男はうまくいかずに、帰国した例が多いという。登録に貼ってある写真が少々違ってようと、度胸がある人はうまく乗り超えた。度胸の問題、居直り、力関係の問題。それより、密航して、うまくいくのは、日本にいたいという意志、経済力のある場合、配偶者の在留資格がきちんとしている場合、だという。女の場合は、早めに結婚して、子どもを産む。そして登録をもらう。のちに自首して、本当の名前を取り戻したいという、行政も面倒だから、簡易裁判で済ますことも多かったようである。

大阪の猪飼野では、とくに密航者が多かった。登録がなくて、北に帰ったひともいる（1959年12月以後）。猪飼野などでは歩いていると、しばしば警官に呼び止められ、氏名、住所、その他を聞かれる。子どもの場合だと、登録をもっていないから、前もって打ち合わせておいて、例えばいとこの名前をいうといったように、することも多かったようである。映画館などで密航の子どもが突然、大きな声でウリマル（母国語）を話して、警官に覚られるのを警戒したともいう。無登録の場合、お金がある場合は、登録を買う。お金がない場合は、学校（民族学校）に行きながら自首する。実際、登録をもたない子どもにとっては、学校（多くは民族学校）が避難所になったともいう。民族学校では、異母兄弟の生徒が珍しくなかった。またある日、突然、名前や生年月日が変わったという者もいた。偽の登録をもっていた生徒の場合、学校での姓と家での姓が違うこともあった。

密入国者およびその子弟は登録がないので日本の学校に行くのが難しかった。登録のない者は、民団系、総連系を問わず、民族学校に行くのが多かったという。同じ学年でも、二つも、三つも歳が違うというのは、そう珍しいことではなかったという。高校の場合には、ごく一部、私学に行くという選択肢もあったようであるが・・・・。民族学校の教員の中にも密航者がいて、生徒の目の前で教員が連行されるということもあったという。登録がないため、1959年以後の北への帰国運動で、やむなく北に帰って行った者も少なくない。1960年に朝鮮大学校に入った第5期生の金賛汀によれば、1学年52人ほどであったが、登録がないために北に帰ったクラスメートが5、6人いたという。朝鮮大学校は、入学に際してはもちろん、外国人登録証明書の写しを提出することを求めているが、それを提出できない密航者も受け入れていたことを示す（聞き書き、2012.1.29.）。

密航者の生きざまはさまざまである。ヤクザになった者もいれば、登録証のことで逃げ隠れしながら、必死に働いてパチンコ店や従業員数十人の工場をもった者がいる。そういえば猪飼野中心の在日朝鮮人ゴム製品工場は、1960年前後から、女優オードリ・ヘップバーン（『ローマの休日』1953年制作・『麗しのサブリナ』1954年制作』の主演）の名に由来するヘップサンダルの工場に変身していくが、それは少なからず密航者の従業員によって支えられたという。経済の高度成長以後のことであろうが、密航を3回、4回繰り返すひともいる。とくに女。強制送還のときは飛行機で行き、密航で戻ってからは夜の街でまた働く。まあ、こんなことを聞き、書く必要があるのか、証拠を出せ、ということにもなるが、

しかし、せっかく密航の歴史、在日の生きざまを書いているのだから、単なる世間話に終わらずに、少々曖昧であっても、記録として残しておくほうがいいと思う。それは苛酷な密航体験によって凝縮された生への欲求が、一挙に燃焼していった過程を描くことである。実際には入管当局や警察はもっともっと多くのことを知っているはずであるが、在日のひとりとしては、やはり在日の苦労話を闇の中に消えさせたくはない。

もう昔の話になるが、密航者の家には、警察官がひと月に一度くらい、家族調査と称して訪れ、酒食の提供を受けることがあった。要するに、持ちつ持たれつの関係。大阪の猪飼野などがその典型である。登録を買ったりして、名前や本籍が違うといった場合、あとで韓国の戸籍との関係、旅券発給の問題と絡んでくるが、日本在住が長くて戸籍の整理を放置してきたこと、朝鮮戦争で韓国の戸籍原票が曖昧になっていた場合なども少なくなく、また多くの場合、韓国の面事務所などでお金を使って解決することができたようである。

密航者にとってすれば、密航ブローカーなどに多額の謝礼を払い、命がけの密航であっても、日本上陸後、警察に捕まり、強制送還されれば何の意味もない。ということは、密航者にとっては、日本上陸後、いかにして日本での生活を安定させ、合法的な地位を確保するかが勝負になってくる。いわゆる法的地位の問題であるが、それは強制送還か、在留資格の獲得か、の別れ道をどう乗り越えていくかの勝負である。

密航者がどうやって日本在住の資格を獲得していったかは、在日朝鮮人の生きざまを語るうえで不可欠のことである。しかし実際には、こうした問題を真正面から取り上げる研究は長らくタブー視されてきたのであるが、2010年に近藤敦他編著の『非正規滞在者と在留特別許可—移住者たちの過去・現在・未来』（日本評論社）が刊行されることによって、ようやく体系的に論究されるようになったと思われる。時代的にいうなら、グローバル化社会での移住者や外国人労働者、非正規滞在者の問題がクローズアップされるようになって、はじめて在日朝鮮人のかつての密航の問題、そしてとくに「在留特別許可」の問題が体系的に論じられるようになったと考えてよい。

さきにサンフランシスコ講話条約の発効を機に在日朝鮮人は、法的には曖昧であるが、原則として法律第126号で日本での在留が認められるようになったと書いた。いわゆる「126-2-6」該当者であるが、私自身、ずっと長いあいだ登録証に書かれたこの数字は何かと不思議に思っていた。これはその後の法律の変遷によって若干変わっていくが、しかしいずれにしろ、密航などで退去強制の容疑者となった在日朝鮮人は、入管令第50条の規定によって、法務大臣によって特別に在留を許可されることが可能であった。日本政府がこの「在留特別許可」制度を本格的に運用するのは講話条約発効後からであるが、統計でみると、在留特別許可者は1952年から徐々に増加し、1955年から1965年まで年間2000人を超え、その後は減少していったという²⁸⁾。別の言葉でいえば、密航によって日本で暮らす在日朝鮮人は、多くの場合、結局この法務大臣の裁量による在留特別許可を取れるかどうかによって人生の運命が変わることになった。つまり、在留特別許可を取得できなかった場合は、原則として、1950年12月に設立された長崎の大村入国者収容所をへて強制送還されることになるのである。

さきに密航の具体例をいくつか書いたなかにもいたが、日本に密入国して強制送還のために大村収容所に入れられた者の数はかなり多い。しかしまた、法務大臣の許可によって在留資格を取得して、大村

収容所から抜け出すことができた者もいる。もとより、密入国が発覚し、あるいは密航者であることを自首して、大村収容所に入ることなく、調査・審査の末、在留資格を得た者も多い。テッサ・モーリスーズキは、この法務大臣による在留特別許可が実際には恣意的に行使されてきたと述べ、そのいくつかの事例をあげている。1960年代・1970年代に在留特別許可を求める密航者が一般的に用いた方法は、入管申請取次ぎ行政書士に支援を求めることであるが、そうした行政書士のほとんどは、入国管理局の元職員で、地方入国管理局の近くに事務所を構えていることが多かったという。100万円ほどの「紹介料」で法務省への陳情を引き受けてくれる政治家などを紹介してもらうのであるが、比較的長引く案件では、代理人に支払われる紹介料も最初の1回切りでは済まなかったようである。渡日後12年で逮捕され、大村収容所で3年間過ごした男性の場合には、最後には釈放され、在留の特別許可が与えられるが、その自由と引き替えに支払った金銭的代償は大きく、結局はその費用を捻出するために、持ち家を売り払わざるを得なかったという。大金がどこに消えていったかは、もちろん当人は知らない。ただ実際には、多くの場合、金銭だけで解決できるわけではなく、そこには暮らしていた地域社会、会社などからの支援が必要であったし、認められる在留期間も当初は1年間で、毎年それを延長してもらって、最終的に「永住権」への変更が認められるということになる²⁹⁾。

在留特別許可が認められると、いつ露見するかという不安感・恐怖感を払拭することができ、偽名や通名を捨てて本名を名乗ることができる。また子どもが正々堂々と学校に行くことができ、健康保健など、一部の社会福祉の恩恵にあずかることもできる。もし在留特別許可が認められなかったときには、裁判に訴えることもできるが、実際に裁判所が法務大臣の裁定をくつがえした勝訴例は決して多くないという³⁰⁾。いずれにしろ、在日朝鮮人の歴史は、こうした密航者の苦悩、在留特別許可の付与をめぐる個々の闘いと密接な関わりをもって形成されてきたと言える。

在留特別許可が付与される場合の日本政府の内部基準がどんなものだったのか、興味はわくが、実際にはうかがい知ることではできない。ただ先行研究によると、講話条約発効前の朝鮮戦争の勃発前後、密航者が強制送還されずに、日本在留を許可されることには「治安」上の観点もあったという。強制送還された者とされなかった者、その違いは何だったのか。崔徳孝は、資料で確認できた退去強制処分の朝鮮人271人に関する釈放嘆願の事例分析をしている。それによると、GHQ/SCAPは、退去強制処分の者や嘆願者(身元保証人)のいずれかに「左翼運動」(朝連や民青、日本共産党など)との関わりがあることが判明した場合、「治安への脅威」として釈放を不許可としてそのまま送還していた。逆に民団や「反共運動」との関わりがある場合には、強制送還を免除することがあった。すなわち、GHQ/SCAPは特例による在留許可というある種の救済措置を「人道上」の観点からではなく、「治安」の観点から運用していたのであった³¹⁾。

密航にまつわる話はいろいろと出てくるが、密航が公権力によって利用されるとなると、ツマラナイ話になるが、やはり書いておかねばならないだろう。密入国者でのちに総連の幹部になる者がいる。総連中央の役職者や県本部委員長などもいようが、外国人登録法違反で摘発されて、見逃す代価として、公安に総連の内部事情を流すように強要されたりする。しかもそのラインは韓国の情報機関につながっていく。総連も監査委員会などでそうした内部者のスパイ行為に目を光らせたが、ときに公安などつるんでいるとして故意に「敵対者」呼ばわりし、「宗派分子」の追い出しに利用することもあったようで

ある。作家の李恢成は『地上生活者 第4部：痛苦の感銘』（講談社、2011年）で、「Q 県本部委員長の某が三月X日△時、地方から上京する。某はかならず東京入国管理事務所に行くはずだ、……解放後、密入国したのが発覚したので彼が自己保身のために裏取引をするかもしれない」とか、「朝青中央副委員長をしていたきゃつは、……実は、KCIAのイヌだということが判明した」、あるいは「日本への密入国者はパスポートの件で出入国管理局に証拠を掴まれると、公安関係でしぼられ、ラインができてしまう。こわい。公安は韓国中央情報部とツアーだ」といった描写をしている。小説の上だけの話ならまだしも、これはけっして単なる作り話であるとは思えない。李恢成自身、長らく総連の活動家であったし、また小説を書くにあたっては、聞き書きなど、かなり念入りな準備をしていることが知られている。逆に民団幹部など、韓国系の人物が密航などのからみで、公安関係者や韓国の情報機関にしぼられるということもあるはずである。

念のために再度言っておきたいが、こうして在日朝鮮人の密航とその後の処世の事実について記すことが、日本政府の植民地支配や在日朝鮮人に対する過去の政策、そして現在も続く差別についての日本政府の責任やそれと密接に関連する日本人全体の責任を軽減するものではけっしてない。

余裕があれば、日本と韓国の国交交渉過程における密航者の取扱い方や強制送還の基地であった長崎の大村収容所の話もしたいが、また別の機会にゆずるしかない。大村収容所からは韓国に強制送還されるのが大部分であったが、なかには北朝鮮出身だとか、北朝鮮への送還を要求して、北の共和国に「送還」されるのもいた。

密航体験の描写

2005年5月18日に放映されたテレビ朝日の番組だったと思うが、1945年10月22日、小さな漁船で下関に着いたというある密航者は、着物を着た女性がカラコロカラコロと下駄の音を響かせながら銭湯に行く光景に出会って、ああ、これが日本か、と実感したという。もしかしたら、事実関係が間違っているかもしれないが、密航者の心理描写としては的確なものだと思う。密航者の心理、精神状況は当然のことながら複雑である。周囲の者にとっては密航者であることは周知の事実であっても、本人が生涯黙して語らずという場合も少なくないようである。ましてや自らそれを活字にするというのはごく稀だと言ってよい。密航の動機はもちろんさまざまであるが、状況が許せば、早く故国に戻るつもりだったという場合も多いようである。

『評伝』によると³²⁾、『民衆経済論』（1982年）などで著名な韓国の経済学者である兪仁浩は、最初解放空間で少年労働者として働きながら社会変革の夢をもつ。やがて外航船の船員となって世界を知るや、いつしか京都に行って学業に務めようと意をかためる。信仰への渴望からクリスチャンになるが、同時に社会主義の世界観も信じた。1949年5月、釜山から下関市の吉見港に密航し、勉学に勤しむ第二の故郷となる京都に向かう。京都ではまず、建青の建国小学校の教師となり、ついで朝連傘下の梅津小学校の教師となるが、民族学校弾圧で閉鎖されて失職する。1950年4月に立命館大学に入学して経済学を学ぶ。日本共産党と民戦で活動し、一時拘束され、またソ連への亡命をはかって逮捕されてしまう。1955年春に帰国し、1958年によくソウルの東国大学校経済学科の専任教員となる。しかし間もな

く民主化の闘いにはせまじ、解雇されたりする。1980年5月、「ソウルの春」が終わろうとするころ、最初の知識人時局宣言とされる「知識人134人時局宣言」を現場で朗読したことで知られている。

のちに歴史学者となる1926年生まれ姜在彦の場合は、解放後マルクス主義に関心を持ち、ソウルなどで左翼活動をするが、朝鮮戦争が勃発した年の1950年12月に日本に密航する。戦争が終わればすぐに帰るつもりで、それまでだけでも勉強に勤しもうとしたというが、民戦そして総連で活動するようになる。姜在彦がこうして自らの密航について最初、いつ活字にしたのか不明であるが、少なくとも私がそれを知ったのは、ソウルで発行されている『歴史批評』通巻58号(2002年春号)のインタビュー記事を通じてであった。実際、自らの密航体験について文章を書いている人はそう多くないと考えてよい。

逆に、密航者本人だけでなく、同胞社会で知れ渡っていても、肉親や親族がそれについて沈黙を守り通すという方が多いのではないと思われる。元満州国判事の権逸は親日派の代表的な人物で、良かれ悪しかれ在日朝鮮人運動において大きな痕跡を残した人であるが、彼もまた、密航などで心を痛めたひとりであったと聞いている。『権逸回顧録』³³⁾の「著者年譜」によれば、権逸は日本人女性と2回結婚していることになっているが(最初の妻は病死)、在日の少なからぬ男がそうであったように、本国にも妻がいた。そうしたなか、末弟が日本に密入国し、その後末弟は民団の役職などを務める。またその前であろう、活動家だった弟が共和国に帰っている。しかし権逸自身はそうした複雑な身辺については何も語っていない。これはプライバシーの問題にもなるだろうが、しかし在日の歴史を語ろうとするとき、「公的」な人物の背景を書き留めておくのは必要なことであると思う。

作家の金達寿が雑誌『関西公論』で長編「密航者」の連載を始めたのは1958年8月の創刊号である。ただ『関西公論』が廃刊になったため、1959年に改めて雑誌『リアリズム』(のち月刊『現実と文学』と改題)に連載しはじめる。金達寿は同じ年にまた、「日本にのこす登録証」を『別冊・週刊朝日』(1959.11.1.)に発表する。どちらも密航者の実態とその不安な心理を外国人登録証明書などの絡みで描いたものである。金達寿の密航者のモデルとなったのは、文学志望の尹学準である。名前はもちろん別の名前にされているが、当の尹学準は師にあたる金達寿と酒席をともにしながら自分の密航体験を語ったのであろう。さすが金達寿の小説作りと日本語のうまさを感じさせてくれる。日本の雑誌で在日朝鮮人の「密入国者」を特集したのは、たぶん日本朝鮮研究所発行の『朝鮮研究』第190号(1979年月)ではないかと思う。そこで尹学準は、改めて自らの体験を「わが密航記」という題で書いている。

念のために調べてみると、尹学準以前にも、密航体験が雑誌に書かれたことがある。『朝鮮研究』第50号(1950年、朝鮮研究所)に掲載された「或る密航学生の告白」であるが、これは1949年秋に密航してきた韓国人学生3人の告白を日本人記者の本願寺久の名前で整理・執筆されたものである。6トンの船に乗った46人は、薄暗い船底に膝小僧をかかえて座ったきりで身動きもできず、ひどい船酔いのためにほとんど仮死に近い状態で幾十時間も耐えた。それでも生地獄の韓国から日本に着いてみると、日本の警官は民衆の奉仕者であるように見え、店には豊富な商品が並び、日本人は乞食どころか、みな整った服を着て色つやのいい顔をしていた。共産党の赤旗があちこちにたなびくほどに、日本は右翼も左翼も自由であった。まさにそうした「自由の世界に憧れて」日本に密航してきたのであった、と。

1933年生まれの尹学準は朝鮮戦争末期の1953年4月に密航してくる。慶尚北道大邱近くの出身であるが、30数人の集団で小さな4、5トンの漁船に乗ってきたという。20時間余りの航行の末、九州

の沖合で日本の巡視船に捕縛され、唐津の海上保安署に留置される。しかし見張りの一瞬の間を見逃さず脱走し、運良く朝鮮人に接触して助けられ、叔父のいる京都に向かう。じつはこの叔父というのはパルチザン活動をして京都に密航してきた者で、同郷である私のアボジ（父）に外国人登録証や身元引受人のことでずいぶん世話になった人である。そうしたことから私も尹学準を知っているが、ある日、尹学準の叔母がどこからか幽霊の登録証を3万円で購入して持ってくる。「李継栄」という名で歳は尹学準より少し若かったが、そこに貼り付けられていた学生服姿の写真は似ても似つかぬ顔であった。「それでもないよりはましだ」と叔父に言われて、以後、尹学準は李継栄という名で生きていく。日々の生活に困りながらも法政大学文学部で学び、やがて在日の民族団体などに出入りし、文章を書くようになる。

尹学準が1979年という時点で『朝鮮研究』に「わが密航記」を書いたのは、この時期、尹学準が『朝鮮研究』の常連寄稿者で、断り切れなかったためではないかと思われる。子細に読むと、「わが密航記」には、尹学準はなぜ密航せざるを得なかったのかという顛末には何も触れていない。尹学準がそれについて語るのには、確認できる範囲でいうと、1983年刊の『オンドル夜話』（中公新書）で少し、そして1996年刊の『タヒャンサリの歌』（丸善）であれこれと書いている。尹学準は晩年によく法政大学の教員になるが、同僚であった在日朝鮮人史研究者の高柳俊男が「渡日初期の尹学準」³⁴⁾という論稿を書いており、そこで尹学準の密航に至る経緯を簡潔にまとめている。「(年譜によれば) 危険を伴う密航をするに至った動機は、前線が国土をローラーのように移動した朝鮮戦争の中で、北朝鮮の人民軍の占領地区に身を置いた時期があり、その際の行動が「敵」に協力したという「附逆罪」(反逆罪)に問われる危険性があったため」だったと。

尹学準は密航23年後の1976年に、東京入国管理局に自首をする。その間結婚をし、子どもをもうけていたが、自首に踏み切った最大の理由は子どもであった。「ある日、小学校三年になったばかりの長女が私に「アッパ、アッパは尹でしょう？ なのにどうして私たちは李なの？」と真剣になって問いてきた。私は一瞬言葉につまった。小学生相手に父親のややこしい半生を説明してわからせることは至難のわざに思えた」。ここから尹学準は自首して本名を堂々と名乗らなければと深刻に考えはじめ、準備をする。自首した結果は保釈金30万円を用意するまで小1時間鉄柵のなかに放り込まれただけで、罰金3万円で法務大臣による特別在留の許可を得ることになる。当時一般的には、配偶者が合法的な在留資格をもち、家族を持って、安定した生活をしている場合には、罰金で済むのが多かったようである。以後、新しく登録を終えた尹学準は、「李継栄コト尹学準」として生きていく。「かつて警官の姿を遠くから見ただけでつい逃げだしたくなったり、電車の中で車掌に出合ってもどきりとしたのを思うと、まるで夢のようだった」という。

密航者にとって、あるいは在日朝鮮人にとって、外国人登録証明書はもっとも苦痛を感じさせるものであった。登録原票の記載事項についてならまだしも、写真と指紋押捺は如何ともしがたいものであった。それだけ日本の官権にとっては、朝鮮人(外国人)管理にとって有効であったということになる。

金達寿の「日本にのこす登録証」では、主人公の呉成吉は「赤色家族」のひとりであり、朝鮮戦争停戦直後の秋、密航船で下関に上陸する。東海道沿線のS市にいる叔父を頼ってくるが、在日朝鮮人にとって「犬の鑑札」のような外国人登録証をもっていないために、家のなかにじっとしていなければならなかった。しかしある日、叔父が2万円を出して幽霊登録証を手に入れてきて、呉成吉はようやく外に出るよ

うになる。登録証の名前は李在植という別名の男で、年も二つほど違い、本籍地も違っていた。しかし問題はそこに貼り付けられている写真で、それには裏まで明瞭な模様と文字とが刻まれてとおっている、スタンプの割り印がパンと押されてあって、どうにも貼り替えることができないようになっていた。それでも「もってないよりまし」であったが、街なかに出るとやはり、ふところのなかの登録証を気にして、依然としてびくびくしなければならなかった。やがてS大学での反戦の集会に出かけた呉成吉は、無燈の自転車に乗って帰ろうとするとき、運悪く巡査に呼び止められて尋問を受ける。交番そして警察署に連行されて絶体絶命の淵に立たされるが、なぜか釈放されてしまう。その後間もなく登録証の切り替え時期になるが、そのとき呉成吉は自分の新しい写真をもって市役所の支所に行く。写真の貼り替えにうまく成功すれば大村収容所そして強制送還の道を避けられると必死に思いつつ……。支所の係員は登録証の写真と新しい写真をしげしげと見つめて係長に相談する。帰り支度をしていた係長はやはり二つの写真と本人の顔を見比べて、呉成吉に言う。「あなたはしばらくのあいだに、ずいぶん色男になったね」と。係長が後ろ向きに急いで出て行ったあと、しばらくして新しい登録証が手渡される。もちろん新しい写真に貼り替えて。大道に転がり出た呉成吉はそのままぶっ倒れてしまうが、あとで考えてみると、前の巡査も、支所の係員、係長も、何もかも知っていたのだと。

面白い話をひとつすると、在日の作家で金在南というのがいる。1932年全羅南道木浦生まれで、本名は姜得遠である。朝鮮戦争が勃発してどうしたわけかパルチザン部隊に処刑されそうになるが九死に一生を得て、かろうじて釜山から1952年6月に日本に密航する。東京にいた兄に助けられて、細々とした生活ながら早稲田大学への入学を志望する。在日朝鮮人が多数在籍していた早稲田では、1953年度から受験に「外国人登録証明書」の提示が求められるようになる。兄はすでに帰国している知り合いの証明書をもたせてくれたが、本籍地は同じでよかったが、10歳も年上で、名前は「金在南」であった。やがて早稲田大学第一文学部露文科に入ってその後日本語・朝鮮語で小説を発表するようになる。いつしか作家・金在南として生きていくが、1963年に密航が露見して大阪検察庁で追及を受ける。担当の検察事務官が早稲田の1年先輩で罰金を支払わされるが、本名による外国人登録証を新しく作ってくれた。これで堂々と本名を名乗って生きていけることになったが、しかし友人・知人との関係でいままら本名を使うわけにもいかず、結局、ペンネーム・金在南の名前で生きていく³⁵⁾。

以上、何だかんだと、朝鮮人管理と密航、外国人登録制度について書いてきたが、私自身はあまり書きたくない主題である。しかし、在日朝鮮人がどう生きてきたかを記録しておくには、どうしても書かざるをえないことであるのは間違いない。歴史としての事実はまず受け入れることが肝要だと思う。

注

- 1) 森田芳夫『在日朝鮮人処遇の推移と現状』法務研究報告書第43集第3号、1955年。
- 2) 同上。
- 3) 同上。
- 4) 玄武岩『コリアン・ネットワーク—メディア・移動の歴史と空間』北海道大学出版会、2013年。
- 5) 大沼保昭「出入国管理法制の成立過程4」（『法律時報』第50巻第7号、1978年7月）。
- 6) 樋口雄一『皇軍兵士にされた朝鮮人』社会評論社、1991年。

- 7) 梁永厚「大阪府朝鮮人登録条例制定(1946)の顛末について」(『在日朝鮮人史研究』第16号、1986年10月)。
- 8) 文公輝「占領初期・大阪府と在日朝鮮人—占領期の強制送還事業と朝鮮人登録を中心に」(『大阪人権博物館紀要』第8号、2004年)。
- 9) 鄭榮桓『朝鮮独立の隘路—在日朝鮮人の解放五年史』法制大学出版局、2013年。
- 10) 注1)に同じ。
- 11) 篠崎平治(警察庁警備二課)『在日朝鮮人運動』令文社、1955年。
- 12) 注1)に同じ。
- 13) 注9)に同じ。
- 14) 注1)に同じ。
- 15) テッサ・モーリス・スズキ「占領軍への有害な行動—敗戦後日本における移民管理と在日朝鮮人」(岩崎稔他編著『継続する植民地主義—ジェンダー／民族／人種／階級』青弓社、2005年)。
- 16) 「〈座談会〉「在日」50年を語る」(『季刊青丘』1995年春、朴慶植の発言)、および「本国特派員報告(第一輯—日誌—」(張錠壽『在日六〇年・自立と抵抗—在日朝鮮人運動史への証言』社会評論社、1989年)。
- 17) 韓昌祐『十六歳漂流難民から始まった2兆円企業—パチンコ業で5兆円をめざすマルハンの挑戦』出版文化社、2008年。
- 18) 佐野眞一『あんぼん 孫正義伝』小学館、2012年。
- 19) 「解放後・在日済州島出身者の生活史」(朝鮮史研究会第48回大会・パネル2、2011年10月)。
- 20) 金太基『戦後日本政治と在日朝鮮人問題』勁草書房、1997年。
- 21) 小林聡明『在日朝鮮人のメディア空間—GHQ占領期における新聞発行とそのダイナミズム』風響社、2007年。
- 22) 注1)に同じ。
- 23) 萩原遼『北朝鮮に消えた友と私の物語』文春文庫、2001年。
- 24) 注11)に同じ。
- 25) 高鮮微『20世紀の滞日済州島人—その生活過程と意識』明石書店、1998年。
- 26) 荒敬編『日本占領・外交関係資料集』第二期第1巻、柏書房、1994年、所収。
- 27) 出海溪也「〈解説〉許南麒の詩 民族のたたかいを歌い上げる」(磯貝治良・黒古一夫編『〈在日〉文学全集』第2巻、許南麒、勉誠出版、2006年、所収)。
- 28) 挽地康彦「ポストコロニアルな交換の政治—退去強制と在留特別許可の歴史社会学」(近藤敦他編著『非正規滞在者と在留特別許可—移住者たちの過去・現在・未来』日本評論社、2010年)。
- 29) テッサ・モーリス・スズキ「戦後期における在留特別許可制度をめぐる」(同上書)。
- 30) 児玉晃一「在留特別許可をめぐる裁判例の傾向」(同上書)。
- 31) 崔徳孝「釈放と強制送還のあいだ—朝鮮戦争勃発前後GHQ／SCAPによる朝鮮人「不法入国者」の処遇と在日朝鮮人管理の実践に関する一考察」(『学術論文集』第27集、朝鮮奨学会、2009年)。
- 32) 조용래『유인호 평전』인물과사상사、2012년。
- 33) 『権逸回顧録』権逸回顧録刊行委員会、1987年。
- 34) 『異文化』通巻5号、法政大学国際文化学部、尹学準先生追悼号、2004年4月。
- 35) 磯貝治良・黒古一夫編『〈在日〉文学全集』第13巻、金重明・金在南、勉誠出版、2006年。

